

参加費
無 料

税理士法人NEXT 主催

40年ぶりの民法改正で「相続」がガラッと変わる！？

民法改正 徹底解説セミナー

日時

2018年

9月29日 土

9:30 (受付開始)

10:00 - 11:40

場所

OKBふれあい会館 [301 中会議室]
岐阜県岐阜市薮田南5丁目14番53号

定員

50名



こんな方は是非ご参加をおすすめします。

- ① ご自身がお亡くなりになった後の配偶者の生活が心配な方
- ② 親の介護を相続人以外の方が行っている方、行ってもらっている方
- ③ 自筆での遺言書の作成を考えている、興味を持っている方

平成30年7月6日に相続分野に関する民法改正案が参議院で可決、成立しました。

相続分野の改正は1980年以来、約40年ぶりの改正であり、弁護士や税理士、司法書士など相続に関わる専門家の間で非常に注目が集まっています。

この民法改正では、配偶者保護の強化や、遺言書を巡るトラブルの防止、介護などの貢献に対する配慮、金融口座凍結への対策、不動産登記の義務化などが盛り込まれました。

この民法改正によって相続がどう変わるのか？ これまでの経験を基に事例を交えながら解説いたします。

裏面申込み用紙に必要事項をご記入いただき
FAXしていただくか、下記までお電話ください。

ご予約
お問合せ

NEXT
GROUP

主催 税理士法人NEXT
〒500-8364 岐阜市本荘中ノ町1丁目1番地
TEL: 058-275-3555 FAX: 058-275-3556

民法改正 7つのポイント

- ① 住居の所有権とは別に、配偶者居住権が新設
- ② 結婚期間20年以上の夫婦は住居の贈与が特別受益の対象外に
- ③ 遺産分割協議前に銀行から生活資金を引き出せる
- ④ 被相続人の介護や看護などで貢献をした親族は金銭の請求が可能に
- ⑤ 自筆証書遺言を法務局で保管してもらえる
- ⑥ 自筆証書遺言の検認が不要に
- ⑦ 自筆証書遺言の財産目録がパソコンで作成可能に



税理士法人NEXT

田中 健一 (税理士)

第一部 10:00 - 10:45

「知らなかったでは済まされない。」

民法改正で**相続はこう変わる！**



青木事務所

青木 英俊 (司法書士・行政書士)

第二部 10:50 - 11:30

「配偶者居住権の新設と利用しやすくなった自筆証書遺言。」

遺産分割と遺言はこう変わる！

下記必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。

FAX: 058-275-3556

■弊社は個人情報保護その他の関係法令及びガイドライン等を順守しております。

■弊社の個人情報に関する取り扱いについては、「プライバシーポリシー(※)」をご覧ください。

※URL <http://next-zei.jp/privacy/>

■ご記入頂いた情報は、弊社が行うセミナー・相談会、その他の情報のご提供以外の目的には使用いたしません。

☐上記のことに同意します(チェックを付けてください)。



貴社名		ご住所	
TEL		FAX	
役職名		お名前	
役職名		お名前	

ご予約
お問合せ

NEXT
GROUP

主催 税理士法人NEXT

〒500-8364 岐阜市本荘中ノ町1丁目1番地

TEL: 058-275-3555 FAX: 058-275-3556